

苫小牧工業高等専門学校における文部科学大臣が定める
学修に基づく単位認定に関する規程

規則第62号

制 定	平成18年5月11日
一部改正	平成19年4月1日
一部改正	平成20年4月1日
一部改正	平成22年1月19日
一部改正	平成24年2月14日
一部改正	平成26年3月13日
一部改正	平成27年2月9日
一部改正	平成28年4月19日
一部改正	平成29年2月27日
一部改正	平成30年12月18日
一部改正	平成31年2月28日
一部改正	令和2年1月22日
一部改正	令和2年11月18日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第30条の規定に基づき、文部科学大臣が定める知識及び技能に関する審査（以下「知識・技能審査」という。）における成果に係る学修による単位認定に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本校において、単位の修得を認定することができる知識・技能審査における成果に係る学修は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(認定の申請)

第3条 本校在学中、知識・技能審査における成果に係る学修によって単位修得の認定を希望する者は、知識・技能審査における成果に係る学修による単位認定申請書（別紙第1号様式）に成果を証明する書類を添えて校長に提出しなければならない。また、学則第14条第2項に定める授業科目の単位認定申請書提出期間は原則として申請科目の開設学年のみとする。

(単位の認定)

第4条 知識・技能審査における成果に係る学修による修得単位数の取り扱いは、次の各号によるものとする。

- 一 知識・技能審査における成果に係る学修による修得単位の認定は、別表第1及び別表第2のとおりとする。なお、別表第1の学修については一般科目の単位、別表第2の学修については専門科目の単位として認定する。
- 二 第一号により単位認定をされた者が、さらに上級の知識・技能審査における成果に

係る学修を修めた場合は、すでに認定された修得単位数と当該の成果に係る学修の差を修得単位として認定するものとする。

- 三 実用英語技能検定，国際コミュニケーション英語能力テスト（TOEIC）及びTOEFLテストにおいては，いずれかの成果に係る学修による単位認定をされた者が，後に学修した成果に係る学修を修めた場合は，すでに認定された修得単位数と当該の成果に係る学修の差を修得単位として認定するものとする。

（認定された単位の取り扱い等）

第5条 前条により修得を認定する単位の取扱いは，次の各号によるものとする。

- 一 卒業認定単位数に含むものは，本校学則第14条第2項に定める授業科目の原則として第4学年及び第5学年に開設する科目の単位数に限るものとする。
- 二 修得を認定する単位数が，前号の科目の単位数を超える場合及び学則第14条第2項に定めない科目の単位数の場合，卒業認定単位数に含まないものとし，科目名は別表第1及び別表第2のとおりとする。
- 三 第一号により科目を単位認定された者は，当該科目の授業への出席義務を免除することができる。ただし，この規定を適用せず授業により単位を修得する者については，知識・技能審査における成果に係る学修による修得単位は前号の取扱いによるものとする。
- 四 第一号により科目を単位認定された者が，授業の聴講を希望する場合はこれを認める。ただし，その場合は継続して聴講しなければならない。
- 五 単位を修得した者の科目及び単位数については，本人の申請による変更を認めない。
- 六 単位を修得した者が，認定学年を原級留置となった場合は，次年度以降に認定結果を継続し，再度の単位認定申請書の提出を必要としない。ただし，学級担任教員並びに科目担当教員へ該当する単位認定科目について報告しなければならない。
- 七 単位を修得した者が，認定学年を修了できずに退学した場合は，該当する認定単位を取り消すものとする。

（審査）

第6条 知識・技能審査における成果に係る学修による単位修得の認定は，教務委員会の審議に基づき，知識・技能審査における成果に係る学修による単位認定書（別紙第2号様式）により校長が行う。

（評価）

第7条 前条によって修得を認定された科目の評価は「優」，評点は「90点」とする。

附 則

- 1 この規程は，平成18年5月11日から施行し，平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により，苫小牧工業高等専門学校における文部科学大臣認定技能審査の合格に基づく単位認定に関する内規（平成9年4月1日施行）は，廃止する。

附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月19日から施行し、平成19年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表第1及び別表第2を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表第1及び別表第2を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 平成28年3月31日に在籍する者及び平成30年度までに編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(削 除)

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 この規程施行日にかかわらず、平成27年度以前に入学した者、平成29年度以前に入学した外国人留学生及び平成30年度以前に編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 この規程施行日にかかわらず、平成27年度以前に入学した者、平成29年度以前に入学した外国人留学生及び平成30年度以前に編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 この規程施行日にかかわらず、平成27年度以前に入学した者、平成29年度以前に入学した外国人留学生及び平成30年度以前に編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

知識・技能審査における成果に係る学修による 単位認定申請書

年 月 日

苫小牧工業高等専門学校長 殿

学年・組 _____ 学年 _____ 組 _____

学生番号 _____

氏 名 _____

私は、下記のとおり知識・技能審査における成果に係る学修を修めましたので、単位認定の申請をいたします。

記

1 知識・技能審査学修事項 _____ 級・点 _____

2 学 修 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 認 定 番 号 _____

4 認 定 学 年 科 目 等

科 目	単 位	学 年

5 学修を証明する書類 別紙のとおり

以上

- (注) 1. 学修を証明する書類は必ず添付すること。
2. 単位認定により増加した単位分の選択科目の履修を取り消す場合は、本申請書とは別に「履修取消願」を提出する必要があるので注意すること。

教務係確認欄

既認定 有 <input type="checkbox"/>	備 考
単位 無 <input type="checkbox"/>	

知識・技能審査における成果に係る学修による
単位認定書

年 月 日

学年・組 _____ 学年 _____ 組 _____

学生番号 _____

氏 名 _____ 殿

下記のとおり単位を認定します。

記

認定番号	認定科目	単位数	認定学年
— —			年
			年
			年

苫小牧工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

印

別表第1(第2条、第4条及び第5条関係)

○一般科目:教養I

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数 ※学則第14条第2項に定めない科目については記載省略	認定上限 単位数	
知識・技能審査名	成果(級・スコア)	学則第14条第2項に定める授業科目 ※卒業認定単位数に含める				学則第14条第2項に定めない科目 ※卒業認定単位数に含めない
		開設学年	科目			
漢字検定	1級	第4・5学年	特別学修I(漢字検定)	漢字技能	2単位	4単位
	準1級	第4・5学年	特別学修I(漢字検定)	漢字技能	2単位	3単位
	2級	第4・5学年	特別学修I(漢字検定)	漢字技能	2単位	2単位
環境社会検定	合格	第4・5学年	特別学修I(環境社会知識)	環境社会知識	2単位	2単位
ニュース時事能力検定	1級	第4・5学年	特別学修I(ニュース時事能力)	ニュース時事能力	2単位	4単位
	2級	第4・5学年	特別学修I(ニュース時事能力)	ニュース時事能力	2単位	2単位
法学検定	スタンダード(中級)コース以上	第4・5学年	法学		2単位	4単位
		第4・5学年	特別学修I(法学基礎知識)	法学基礎知識	2単位	
	ベーシック(基礎)コース	第4・5学年	法学		2単位	2単位
		第4・5学年	特別学修I(法学基礎知識)	法学基礎知識	2単位	
ドイツ語技能検定	1級	第4・5学年	第二外国語B		2単位	8単位
		第4・5学年	特別学修I(独語能力)	独語能力	2単位	
	2級	第4・5学年	第二外国語B		2単位	6単位
		第4・5学年	特別学修I(独語能力)	独語能力	2単位	
	3級	第4・5学年	第二外国語B		2単位	4単位
		第4・5学年	特別学修I(独語能力)	独語能力	2単位	
	4級	第4・5学年	第二外国語B		2単位	2単位
		第4・5学年	特別学修I(独語能力)	独語能力	2単位	
漢語水平考査(HSK)	4級~6級	第4・5学年	特別学修I(HSK)		2単位	4単位
		第4・5学年	第二外国語A	中国語技能	2単位	
	2級~3級	第4・5学年	特別学修I(HSK)	中国語技能	2単位	2単位

○一般科目:教養Ⅱ

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数	認定上限単位数		
知識・技能審査名	成果(級・スコア)	学則第14条第2項に定める授業科目 ※卒業認定単位数に含める		※学則第14条第2項に定めない科目については記載省略			
		開設学年	科目			学則第14条第2項に定めない科目 ※卒業認定単位数に含めない	
日本語検定	1級	第4・5学年	特別学修Ⅱ(日本語検定)	日本語技能	2単位	4単位	
	準1級	第4・5学年	特別学修Ⅱ(日本語検定)	日本語技能	2単位	3単位	
	2級	第4・5学年	特別学修Ⅱ(日本語検定)	日本語技能	2単位	2単位	
実用英語技能検定	1級	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	10単位	
		第4学年	英語ⅣC		4単位		
		第5学年	英語ⅤC		4単位		
	準1級	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	6単位	
		第4学年	英語ⅣC		4単位		
		第5学年	英語ⅤC		4単位		
2級	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	2単位		
	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)		実用英語技能		2単位	10単位
	第4学年	英語ⅣC				4単位	
第5学年	英語ⅤC	4単位					
国際コミュニケーション 英語能力テスト(TOEIC) ※団体特別受験制度 (TOEIC-IP)による学修を含む	870点以上	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	10単位	
	870点未満 820点以上	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	8単位	
		第4学年	英語ⅣC		4単位		
	820点未満 740点以上	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	6単位	
		第4学年	英語ⅣC		4単位		
第5学年	英語ⅤC	4単位					
740点未満 600点以上	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	4単位		
600点未満 500点以上	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	2単位		
	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)		実用英語技能		2単位	10単位
TOEFLテスト (Test of English as a Foreign Language) ※TOEFLテストITPは、Level 1 TOEFLを学修の対象とする ※この表はTOEFL iBTによる 得点を基準とする	100点以上	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)		実用英語技能	2単位	
	100点未満 90点以上	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	8単位	
		第4学年	英語ⅣC		4単位		
	90点未満 80点以上	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	6単位	
		第4学年	英語ⅣC		4単位		
第5学年	英語ⅤC	4単位					
80点未満 69点以上	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	4単位		
69点未満 52点以上	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)	実用英語技能	2単位	2単位		
	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用英語能力)		実用数学技能		2単位	4単位
1級	第4・5学年	特別学修Ⅱ(実用数学能力)	実用数学技能		2単位	2単位	
	準1級	第4・5学年		特別学修Ⅱ(実用数学能力)	2単位		
日本語能力試験(JLPT) ※外国人留学生に限る	N1	第4・5学年	特別学修Ⅰ(外国人日本語能力)	外国人日本語技能	2単位	6単位	
		第3学年	日本語Ⅰ		2単位		
		第4学年	日本語Ⅱ		2単位		
	N2	第4・5学年	特別学修Ⅰ(外国人日本語能力)	外国人日本語技能	2単位	4単位	
		第3学年	日本語Ⅰ		2単位		
	第4学年	日本語Ⅱ	2単位				
N3	第3学年	日本語Ⅰ	外国人日本語技能	2単位	2単位		
	第4学年	日本語Ⅱ		2単位			

別表第2(第2条、第4条及び第5条関係)

○機械系

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数 ※学則第14条第2項に定め ない科目については記載省略	認定上限 単位数	
知識・技能審査名	成果(級・スコア)	学則第14条第2項に定める授業科目 ※卒業認定単位数に含める	学則第14条第2項に定め ない科目 ※卒業認定単位数に含めない			
		開設学年	科目			
技術英語能力検定	プロフェッショナル	第4・5学年	特別学修(機械工学)	工業英語能力	1単位	
	準プロフェッショナル	第4・5学年	特別学修(機械工学)	工業英語能力	1単位	
				工業英語能力	4単位	
	1級	第4・5学年	特別学修(機械工学)	工業英語能力	1単位	3単位
2級	第4・5学年	特別学修(機械工学)	工業英語能力	1単位	2単位	
機械設計技術者試験	3級	第4・5学年	特別学修(機械工学)	機械設計基礎	1単位	2単位
品質管理検定	1級	第4・5学年	特別学修(機械工学)	品質管理技術	1単位	6単位
	2級	第4・5学年	特別学修(機械工学)	品質管理技術	1単位	4単位
	3級	第4・5学年	特別学修(機械工学)	品質管理技術	1単位	2単位
情報処理技術者試験	基本情報技術者試験合格	第4・5学年	特別学修(機械工学)	基本情報技術	1単位	2単位

○都市・環境系

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数 ※学則第14条第2項に定め ない科目については記載省略	認定上限 単位数
知識・技能審査名	成果 (級・スコア)	学則第14条第2項に定める授業科目 ※卒業認定単位数に含める	学則第14条第2項に定め ない科目 ※卒業認定単位数に含めない		
		開設学年	科目		
技術英語能力検定	プロフェッショナル			工業英語能力	6単位
	準プロフェッショナル			工業英語能力	4単位
	1級			工業英語能力	3単位
	2級			工業英語能力	2単位
測量士補試験	合格	第4学年	測量学II		2単位
技術士第一次試験	合格	第4・5学年	特別学修(技術士補)		1単位
情報処理技術者試験	合格(全区分)	第5学年	特別学修(情報処理技術者)		1単位

○応用化学・生物系

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数 ※学則第14条第2項に定め ない科目については記載省略	認定上限 単位数
知識・技能審査名	成果 (級・スコア)	学則第14条第2項に定める授業科目 ※卒業認定単位数に含める	学則第14条第2項に定め ない科目 ※卒業認定単位数に含めない		
		開設学年	科目		
技術英語能力検定	プロフェッショナル	第4・5学年	特別学修(工業英語能力)	工業英語能力	6単位
	準プロフェッショナル	第4・5学年	特別学修(工業英語能力)	工業英語能力	4単位
	1級	第4・5学年	特別学修(工業英語能力)	工業英語能力	3単位
	2級	第4・5学年	特別学修(工業英語能力)	工業英語能力	2単位
危険物取扱者	甲種	第4・5学年	特別学修(化学知識・技能)	化学知識・技能	2単位
公害防止管理者	大気関係	1種	第4・5学年	特別学修(化学知識・技能)	2単位
		3種	第4・5学年	特別学修(化学知識・技能)	2単位
	水質関係	1種	第4・5学年	特別学修(化学知識・技能)	2単位
		3種	第4・5学年	特別学修(化学知識・技能)	2単位
高圧ガス製造 保安責任者	乙種(化学)	第4・5学年	特別学修(化学知識・技能)	化学知識・技能	2単位
品質管理検定	3級以上	第4・5学年	特別学修(化学知識・技能)	化学知識・技能	2単位

○電気電子系

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数 ※学則第14条第2項に定め ない科目については記載省略	認定上限 単位数
知識・技能審査名	成果(級・スコア)	学則第14条第2項に定める授業科目 ※卒業認定単位数に含める	学則第14条第2項に定め ない科目 ※卒業認定単位数に含めない		
		開設学年	科目		
技術英語能力検定	プロフェッショナル			工業英語能力	6単位
	準プロフェッショナル			工業英語能力	4単位
	1級			工業英語能力	3単位
	2級			工業英語能力	2単位
電気主任技術者試験	第1種	第5学年	パワーエレクトロニクス	2単位	4単位
		第5学年	電力システム工学	2単位	
	第2種	第4学年	電気機器Ⅱ	2単位	4単位
第5学年	電力システム工学	2単位			
電気通信主任技術者	第3種	第4・5学年	特別学修(電気電子工学)	1単位	1単位
	伝送交換主任技術者	第4・5学年	特別学修(電気電子工学)	1単位	1単位
	線路主任技術者	第4・5学年	特別学修(電気電子工学)	1単位	1単位
陸上無線技術士	第1級陸上無線技術士	第4・5学年	特別学修(電気電子工学)	1単位	1単位
	第2級陸上無線技術士	第4・5学年	特別学修(電気電子工学)	1単位	1単位
情報処理技術者試験	基本情報技術者試験合格			基本情報技術	1単位

○情報科学・工学系

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数 ※学則第14条第2項に定め ない科目については記載省略	認定上限 単位数	
知識・技能審査名	成果(級・スコア)	学則第14条第2項に定める授業科目 ※卒業認定単位数に含める	学則第14条第2項に定め ない科目 ※卒業認定単位数に含めない			
		開設学年	科目			
技術英語能力検定	プロフェッショナル	第4・5学年	特別学修(工業英語)	工業英語能力	2単位	6単位
	準プロフェッショナル	第4・5学年	特別学修(工業英語)	工業英語能力	2単位	4単位
	1級	第4・5学年	特別学修(工業英語)	工業英語能力	2単位	3単位
	2級	第4・5学年	特別学修(工業英語)	工業英語能力	1単位	2単位
情報処理技術者試験	システム監査技術者試験合格	第4・5学年	特別学修(システム監査技術者)	情報処理技術(システム監査技術者)	2単位	4単位
	ITサービスマネージャ試験合格	第4・5学年	特別学修(ITサービスマネージャ)	情報処理技術(ITサービスマネージャ)	2単位	4単位
	プロジェクトマネージャ試験合格	第4・5学年	特別学修(プロジェクトマネージャ)	情報処理技術(プロジェクトマネージャ)	2単位	4単位
	システムアーキテクト試験合格	第4・5学年	特別学修(システムアーキテクト)		2単位	4単位
			第4学年	ソフトウェア工学	情報処理技術(システムアーキテクト)	
	ITストラテジスト試験合格	第4・5学年	特別学修(ITストラテジスト)		2単位	4単位
				情報処理技術(ITストラテジスト)	2単位	
	エンベッドシステムスペシャリスト試験合格	第4・5学年	特別学修(エンベッドシステムスペシャリスト)		2単位	4単位
			第5学年	組込みシステム総論	情報処理技術(エンベッドシステムスペシャリスト)	
	ネットワークスペシャリスト試験合格	第4・5学年	特別学修(ネットワークスペシャリスト)		2単位	4単位
			第5学年	ネットワーク演習	情報処理技術(ネットワークスペシャリスト)	
	データベーススペシャリスト試験合格	第4・5学年	特別学修(データベーススペシャリスト)		2単位	4単位
			第4学年	データベース	情報処理技術(データベーススペシャリスト)	
	応用情報技術者試験合格(Level 3)	第4・5学年	特別学修(情報処理技術)		応用情報技術	2単位
基本情報技術者試験合格(Level 2)	第4・5学年	特別学修(情報処理技術)		基本情報技術	2単位	2単位
情報セキュリティマネジメント試験合格(Level 2)	第4・5学年	特別学修(情報処理技術)		基本情報技術	2単位	2単位
ITパスポート試験合格(Level 1)	第4・5学年	特別学修(情報処理技術)		基本情報技術	1単位	1単位
情報処理安全確保支援士試験	情報処理安全確保支援士試験合格	第4・5学年	特別学修(情報処理安全確保支援士)		2単位	4単位
		第4学年	情報セキュリティ演習	情報処理技術(情報処理安全確保支援士)	1単位	
CGエンジニア検定	エキスパート	第4・5学年	特別学修(CG技術)		2単位	2単位
		第5学年	コンピュータグラフィクス※1	情報処理技術(CG技術)	2単位	
CGエンジニア検定	ベーシック	第4・5学年	特別学修(CG技術)		1単位	1単位
				情報処理技術(CG技術)		
画像処理エンジニア検定	エキスパート	第4・5学年	特別学修(画像処理技術)		2単位	2単位
		第5学年	コンピュータグラフィクス※2	情報処理技術(画像処理技術)	2単位	
画像処理エンジニア検定	ベーシック	第4・5学年	特別学修(画像処理技術)		1単位	1単位
				情報処理技術(画像処理技術)		
デジタル技術検定	1級(情報部門または制御部門)	第4・5学年	特別学修(デジタル技術)	デジタル技術	2単位	4単位
	2級(情報部門または制御部門)	第4・5学年	特別学修(デジタル技術)	デジタル技術	2単位	2単位
	3級	第4・5学年	特別学修(デジタル技術)	デジタル技術	1単位	1単位
Webデザイナー検定	エキスパート	第4・5学年	特別学修(Webデザイン)		2単位	2単位
				情報処理技術(Webデザイン)		
Webデザイナー検定	ベーシック	第4・5学年	特別学修(Webデザイン)		1単位	1単位
				情報処理技術(Webデザイン)		

※1 画像処理エンジニア検定エキスパートの合格も必要

※2 CGエンジニア検定エキスパートの合格も必要